

令和8年度 𠂇岐市いきっこ留学 募集要項

1. 𠂇岐市いきっこ留学の目的

𠂇岐市内の小・中学校に入学又は転学を希望する児童及び生徒を受け入れ、𠂇岐の自然環境、歴史文化、国際交流等の中で、𠂇岐市の学校教育の豊かな学びと地域における体験活動を通して心身共に健康な児童及び生徒の育成を図る。

2. 𠂇岐市いきっこ留学の3つのタイプ

- (1)「しま親留学」・・・留学生がしま親の下から市内の小・中学校へ通学
- (2)「孫戻し留学」・・・新規転入の留学生が祖父母等の下から市内の小・中学校へ通学
- (3)「親子留学」・・・新規転入の親子で、留学生が市内の小・中学校へ通学

3. 𠂇岐市いきっこ留学の募集対象者

令和8年4月1日から𠂇岐市内の小・中学校に入学又は転学をする小学1年生から中学3年生までの児童及び生徒

4. 留学期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

ただし、継続は可能で1年更新とし、留学開始年度から3年間を原則とする。

5. 受入対象校 𠂇岐市内の全小・中学校（小学校18校、中学校4校）

※通学する学校は、住所地の校区を原則とする。

6. 募集人員

- (1) しま親留学・・・10名程度
- (2) 孫戻し留学・・・5名程度
- (3) 親子留学・・・10名程度

7. 募集期間 令和7年4月1日（火）から令和7年10月31日（金）まで

8. 事前見学

- (1) 実施期間・・・令和7年5月7日（水）から令和7年10月31日（金）まで
※土日祝日及び夏季休業等学校が休みの日を除き平日のみ実施
- (2) 申し込み前に関係の学校及びしま親留学については、しま親宅の事前見学をすることを原則とする。
- (3) 事前見学の来島時に教育長面談まで行うこととする。
- (4) 事前見学についての申し込みや要望は事務局へ問い合わせること。

9. 申し込み方法

申込書一式は𠂇岐市ホームページ又は定住促進サイト「いきしまぐらし」からダウンロードし、必要事項記入の上、事務局へ郵送すること。

10. 留学に係る経費及び吉崎市からの補助金

※16日以上のホームステイをした場合は、1ヶ月とみなし、月額とする。

15日以下のホームステイの場合は、日割計算とする。

(1)「しま親留学」

日 数	16日以上は月額	15日以下は日割計算
留学生保護者負担額	40,000円	日額1,500円×日数
吉崎市の補助金	50,000円	日額1,500円×日数

①長期休業中の昼食代は別に日額500円とする。

②留学生保護者は月額4万円を前月15日までに、いきっこ留学実施協議会の指定口座に納入する。

③いきっこ留学実施協議会はしま親に委託料を支払う。

(2)「孫戻し留学」

日 数	16日以上は月額	15日以下は日割計算
吉崎市の補助金(一人目)	40,000円	日額1,300円×日数
二人目以降の補助金	20,000円	日額 600円×日数

① 生活費は留学生保護者、祖父母等の自己負担とする。

(3)「親子留学」

日 数	16日以上は月額	15日以下は日割計算
吉崎市の補助金(一人目)	40,000円	日額1,300円×日数
二人目以降の補助金	20,000円	日額 600円×日数

① 生活費は留学生保護者の自己負担とする。

② 移住費用支援として、引越し費用の2/3以内(上限20万円)を補助する。

(4) その他の経費

学校給食費、PTA会費、学校教材費、医療費、学用品費、衣料費、通信費、遠足・旅行経費、部活動費及びその他留学生に係る経費は、留学生保護者負担とする。

なお、「しま親留学」については、留学生保護者としま親が協議の上、概算で預かり別途精算している。

(5) 継続の場合における補助対象期間は留学開始年度から3年間を原則とする。

11. その他

(1) この要項及び吉崎市いきっこ留学制度実施要綱に定めるものの他、必要な事項が生じた場合は、実親、しま親、祖父母等、実施協議会が協議の上善処する。

(2) しま親留学生においては、長期休業中は原則帰省するものとする。

(3) この要項は令和7年4月1日より施行する。

《留学までの手順》

①留学希望者

- ↓ ●問い合わせ期限 令和7年10月15日（水）まで
- ↓
- ↓ ●事前見学及び教育 令和7年 5月 7日（水）から
- ↓ 長面談実施期間 令和7年10月31日（金）まで
- ↓
- ↓
- ↓ ●申込書提出期限 令和7年10月31日（金）必着
- ↓ 【提出書類】
- ↓ ・ 壱岐市いきっこ留学申込書「様式1」
- ↓ ・ 健康状況調査票「様式2」
- ↓ ・ いきっこ留学申込の皆さんへアンケート「様式3」
- ↓

②運営委員会

- ↓ ●留学生の決定 令和7年12月上旬
- ↓

③事務局

- ↓ ●決定通知の送付 令和7年12月中旬
- ↓

⑤留学生保護者

- ↓ ●契約書提出期限 令和8年3月上旬（予定）
- ↓ ●しま親との連絡
- ↓ ●転出入の準備、その他手続き
- ↓ ●留学開始までに壱岐市への転入手続きを済ませる。
- ↓

⑥留学開始

- 留学生は、令和8年4月の入学式又は始業式に保護者とともに出席する。
※小学1年生及び中学1年生は入学式
上記以外は始業式
- 留学生は、令和8年4月始業式前後に開催される入市式に保護者とともに出席する。
- ※参考・・・令和7年度の入市式は始業式当日実施予定です。（R7.4.1 時点）

【問い合わせ先】 ☎811-5392 長崎県壱岐市芦辺町芦辺浦 562 番地

壱岐市いきっこ留学制度実施協議会 事務局（壱岐市教育委員会 壱岐市教育総務課内）

電話 0920-45-1202 FAX0920-45-1227 メール：iki-kyouiku@city.iki.lg.jp